



青教育第45号
青教ス第30号
令和4年4月7日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校等における
感染拡大防止対策について (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

4月6日(水)開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(本部長青森県知事)において、本県独自の対策を4月10日(日)まで継続するとともに、4月11日(月)以降についても、全国的な感染の増加傾向や今後の春祭り・イベント等で人出の増加が見込まれることなども踏まえ、警戒を緩めることなく、基本的には、これまで実施してきた日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策を継続しながら、社会活動を維持していくこととされました。

このことを受け、県教育委員会では、県立学校における4月11日(月)から当面の間の感染拡大防止対策を下記のとおりとします。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、校長の強いリーダーシップの下、全ての教職員が感染拡大を生じさせないという強い意識を持ち、常に危機感をもって感染症対策に取り組むようお願いします。

また、児童生徒に対して本通知の内容を周知の上、感染拡大防止に留意するよう指導するとともに、保護者に対しても対策への協力を依頼して下さるようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更することがあることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

校内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり対策を適切に講じた上で学校教育活動を実施すること。

2 対策の概要(具体的な内容は別紙1のとおり)

(1) 各教科等

近距離で一斉に大きな声を出すなど、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること。

(2) 学校行事等

密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう実施方法や内容を検討すること。また、地域の感染状況等に応じて中止や延期を検討すること。

(3) 部活動

ア 以下のとおり活動を制限する。

- ① 公式試合 慎重な判断の上、参加可能
- ② 公式試合以外 県内（可能な限り同地区）の学校間に限定し、宿泊・交流校との飲食を伴わない範囲で実施可能
- ③ 合宿 禁止

イ 活動の実施に当たっては、校長は、「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、部活動ごとの対策状況等を確認の上、活動実施の可否を厳格に判断すること。また、活動中に感染防止対策が遵守されているかについても点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。

各部活動の感染対策について県教育委員会でも把握する必要があることから、活動の可否の判断に当たって校長が確認した各部活動のチェックリストの電子データを、令和4年4月14日（木）までに、運動部・文化部ごとにとりまとめ、それぞれ担当宛てに提出願います。

ウ 新入生を含め、部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。

(4) 外部人材の活用

県外の人材の来校による直接の指導は禁止。

3 その他

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の各種団体に対して、大会開催時の感染拡大防止対策の徹底を要請する。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907（直通）

〔運動部活動担当 常田 E-mail taiku-kenko@pref.aomori.lg.jp〕

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL017-734-9883（直通）

〔文化部活動担当 釜澤 E-mail E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp〕

学校教育課 小中学校指導グループ TEL017-734-9895（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL017-734-9882（直通）

県立学校における対策の強化（4／11～当面の間）

1 各教科等について

各教科等において以下のような「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は慎重に検討すること。

- ・ 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」
- ・ 「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 学校行事等について

(1) 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

① 運動会等の実施に当たっては、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

② 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなるよう十分配慮すること。

③ 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分にいき、時間をかけずに実施すること。

(2) 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

① 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

(3) 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

① 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えることにすること。

② 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

(4) 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

① インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることにすること。

② 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

(5) 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

① 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。

(6) オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。

別添1「オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について」のとおり

3 部活動について

(1) 各部活動の感染防止対策の点検等

校長は、「部活動における感染対策チェックリスト（別紙）」を各部活動の顧問に作成させ、部活動ごとの対策状況等を確認の上、活動実施の可否を厳格に判断すること。また、活動中に感染防止対策が遵守されているかについても点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。また、新生を含め、部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。

(2) 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数とする。

(3) 対外試合

① 公式試合

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上位組織の団体が主催又は共催する大会、各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加可能とする。

② 公式試合以外

他校との試合（練習試合を含む。）については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲内で実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。

【試合実施に当たっての留意事項】

① 一般的な事項

ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）

イ 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。

ウ 声援、指示など大声を出さないこと。

エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。

オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。

カ 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。

キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けられるよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

ク 試合後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。

※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

② 全国・東北大会に係る留意事項

別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」のとおり

(4) 合宿

合宿(学校単独で行うものを含む。)は禁止する。

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とする。また、スキー部等、練習場所が限られており合宿形式での練習が不可欠だと校長が認める場合は、実施可能とする。なお、実施に当たっては、合宿を行う地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。並びに、別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」に基づき、万全の対策を講じること。

(5) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

4 外部人材の活用について

県内の人材に限り来校による直接の指導を実施可能とする。ただし、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

5 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

6 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。